

令和 6 年
第 8 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 6 年第 8 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 6 年 8 月 2 6 日（月）午後 3 時

会場 立川市役所 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （ 1 ） 事務報告
 - （ 2 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - （ 3 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 2 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 3 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 5 その他
 - （ 1 ） その他
- 6 閉会

令和6年第8回立川市農業委員会総会

令和6年8月26日（月）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	鴻 地 文 武 君
2番	嶋 田 貞 芳 君	11番	岩 崎 紗 矢 佳 君
3番	高 杉 普 一 君	12番	高 橋 浩 久 君
4番	内 野 智 行 君	13番	宮 岡 広 行 君
5番	橋 本 良 子 君	14番	田 中 佐 一 君
6番	浅 見 恵 子 君	15番	清 水 茂 男 君
7番	宿 谷 豊 君	16番	川 野 進 君
8番	横 幕 玲 子 君	17番	岡 部 良 己 君
9番	森 谷 一 郎 君		

事務局職員

局長 井 上 隆 一 君

次長 八 谷 俊 太 郎 君

係長 熊 谷 寛 君

主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めたいと思います。また、本日は非常に暑い中、またお忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

何といっても、本当にこのところまたずっと猛暑続きで非常に大変だと思います。また、天気予報では台風が九州などに近づいているということで、今後私たち、こちら関東のほうにも少しでも影響があるのかなということでちょっと心配な面があると思いますので、なかなか、気をつけるといっても限度があるかと思いますが、準備できるところは準備していただきたいと思います。

これで台風が来ると結構、最近雨がとにかくひどいですね。私のほうの地区でも、ここでゲリラ豪雨みたいな豪雨があった後、どこかから苦情があったということで、どうしても畑から流れて歩道に泥がたまってしまったということで苦情などが1件私のほうにもあったりもしておりますので、またこれで台風の後、苦情がなければいいなとは思っておりますけれども、またその際にはぜひ委員の皆さんには大変かと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和6年第8回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 それでは、（１）事務報告、（２）農地法第4条第1項第7号の規定による届出が4件、（３）農地法第5条第1項第6号の規定による届出が6件として、一括して事務局より報告をお願いいたします。

次長 そうしましたら、事務局次長の八谷から報告させていただ

きます。

局長は、ただいま議会の対応をさせていただいておりまして、今日は遅れて来るということで、私のほうからさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

それでは初めに、報告事項（１）事務報告を行います。

８月８日（木）及び９日（金）に農地専門職員研修会が開催され、事務局が参加いたしました。

８月１９日（月）、東京都農業会議の常設審議委員会・理事会、臨時総会及び東京都農業会議創立７０周年記念式典が開催され、会長と次長が出席いたしました。

委員会といたしまして、８月１５日（木）に８月の総会に向けた現地調査を、２６日（月）、午後３時より第８回総会終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

８月２９日（木）、新規就農・農地貸借担当者会議が開催され、事務局が参加を予定しております。

９月３日（火）、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がウェブにて開催され、委員及び事務局が出席を予定しております。

９月４日（水）、令和６年度第２回農地パトロールを、土地利用部会、農業経営部会合同で行い、市内の農地を巡回する予定です。

９月５日（木）、広報研究会が開催され、広報担当委員が出席される予定です。

９月１７日（火）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席される予定です。

９月１９日（木）、職務代理・部会長研究集会が開催され、職務代理と両部会長が出席される予定です。

委員会といたしましては、９月１３日（金）に９月の総会に向けた現地調査を、９月３０日（月）、午後３時より第９回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（１）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出４件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目は、農地の所在は栄町四丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は５．６㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目、農地の所在は富士見町七丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は０．３９㎡。転用目的は事業用地でございます。

３件目、農地の所在は西砂町六丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は３５５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目、農地の所在は西砂町二丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は１１５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出６件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は栄町四丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２６㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目、農地の所在は上砂町三丁目の２筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地及び畑。面積は６９２㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

３件目、農地の所在は錦町六丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は３０４㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4 件目、農地の所在は錦町六丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 2 1 3 m²。転用目的は住宅用地でございます。

5 件目、農地の所在は西砂町二丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 7 0 m²。転用目的は住宅用地でございます。

6 件目、農地の所在は西砂町二丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 7 8 7 m²。転用目的は住宅用地でございます。

おのあの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問があったらお願いいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第 1 号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第 1 号、農地相続税納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を、申請人立会いの下、鈴木会長、田中委員、清水委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いました。特例適用申請農地は、砂川町五丁目の 6 筆になります。

略図の 1 を御覧ください。略図の 1 は、砂川五番交差点の北西、自宅裏に広がる農地です。農地の南側は栗が植えられており、北側はこれからの作付のために耕うんのみされている状況でした。畑をお茶の木で区分しておりますけれども、2 m くらいの高さまで伸びておりまして、委員より剪定するよう指導が

ございました。今後は、大根や白菜などを作付する予定とのことです。肥培管理は良好で、境界も確認ができております。

議案第1号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第1号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに田中委員、お願いします。

- 14番 申請農地に、一応前日の14日に境界を確認いたしました。そのときにネギが植えてありまして、そのとき若干草があったんですけれども、このくらいならいいなと思ったんですが、当日行きましたら息子さんが全部耕うんされておりました。それで、畑のほうの図面を見ていただきますと、西の端のほうにちょっとコの字になった場所があるかと思うんですが、これは元の内墓です。そこだけは除いてありまして、あとは申請になっております。問題ないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、清水委員、お願いします。

- 15番 こちらの畑ですが、畑には栗が植えてあり、野菜は今のところなかったんですけれども、野菜と栗は庭先販売及び栗は市場等に出荷しているというようなことでした。空いている畑はきれいに耕うんされていて、秋野菜の大根、白菜等がまく予定ということできれいな状況でした。肥培管理も良好でした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

- 8番 先ほど指摘がありましたお茶の木がちょっと茂っているというところが目につきましたけれども、特に問題はありません。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

- 11番 肥培管理については問題なかったと思います。ただ、この方はお仕事もあるようですから、継続的に畑を維持するという

意味では、農業委員会として何らかのサポート、具体的に言う
と貸借であるとか、そういったことのサポートというのは必要
な感じかなと。頑張り過ぎてしまって体を壊されても、それも
大変だと思いますので、そういったところのサポートなんかも
していてもいいのではないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

私からも、今岩崎委員が言われたとおり、この方は息子さん
が仕事していますので、している関係で土曜とか日曜日しかで
きないということで、あと、お母さんがやられているんですけ
れども、やはり一人だとなかなか大変な面積でございますので、
今後こういった貸借なども利用してやっていけたらということ
で指導していったらいいのではないかなと思っております。

以上になります。

それでは、ただいま説明がありました件について御質問があ
りましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として
申請者の意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでき
てください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお越しいただきましてありがとうございます。

申請人には、相続税の猶予制度について十分御理解いただ
けていると思いますが、本総会におきまして、改めてその意思確
認をさせていただきたいので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく運用されな
ければ制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか農
地の存続すらできなくなってしまうと考えています。そこで、
農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順
に質問いたします。

それでは、岡部農業経営部会長、お願いします。

17番 今日暑い中、御出席いただきましてありがとうございます。
簡単な質問ですけれども、させていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、その適用のために生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも制度を適用する上では農業経営を継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで確認をさせていただきます。

まず1点目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目といたしまして、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるでしょうか。

よろしく願いいたします。

申請人 先日は暑い中、現地調査をしていただきありがとうございました。

私は、母が亡くなる以前でも畑で野菜を作ってきましたので、今後も耕作をしていくつもりでございます。家族の協力につきましては、勤めをしている息子と一緒に、休日は手伝いを息子はしてくれていますので、これからも私が中心となって息子と一緒に協力して農業経営をしていくつもりでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

17番 分かりました。かなり面積があるようですので、もしいろいろ困ったことがあったら、農業委員会等にも相談してやっていってください。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3番 相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を免除される制度であり、農業、その他僅かな業種のみ適用される特例措置です。立川市をはじめ、各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者を

はじめ家族の方などが農地の肥培管理を適切に行わなければこの制度を維持することはできなくなります。また、特例の対象農地は、原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により貸すこともできるようになりました。ただし、届出や認定なく相対で貸し借りを行うと猶予が取り消されることになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。申請農地について、申請者御自身が生涯にわたりどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 納税猶予制度がなければ農業を続けられないと思っております。今後も家族、長男との協力を得て農業経営を行っていくつもりですが、今おっしゃった農業経営委員会で言われている農地バンクなどの利用も将来的にはあるかもしれないと考えております。今後も何か困り事がありましたら農業委員会に御相談したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 番 ありがとうございます。相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされたものです。ただいま申請農地の肥培管理を適切に行い、農業経営を生涯にわたり行うことを約束していただきました。お体に気をつけながらぜひよろしくお願いいたします。

申請人 分かりました。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さんで御質問がありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、私のほうから申請人の方をお願いしたいと思います。

今も土地利用部会長からお話がありましたように、もし大変な場合は、立川版の農地バンクをぜひ利用していただいて、また分からないことがありましたら地元の農業委員さん、また事務局にもお問合せいただければいろいろと相談も乗っていた

だけると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、この猶予制度は3年に一回は現地調査を行いにまた伺いますので、確かに肥培管理されているかどうかということを見にまた伺いますので、その際はまた立ち会っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、お帰りになりましたら、ただいま両部会長からいろいろ質問がありました内容はこちらに書いてありますので、帰りましたら御家族でまた目を通していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今日はありがとうございました。またよろしくお願ひしたいと思います。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4件を議題に呈します。

それでは、議案第2号について、事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を鈴木会長、浅見委員、田中委員、内野委員、嶋田職務代理、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

まず、議案第2号の1、幸町一丁目の3筆になります。略図の1を御覧ください。略図1は、JA東京みどり本店の北西、自宅裏に広がる農地となります。ゴーヤやトウモロコシ、ナス、

ズッキーニなど、少量多品種の野菜を生産されておりました。
肥培管理は良好で境界も確認ができております。

続きまして、議案第２号の２、砂川町六丁目の１筆になります。略図の２を御覧ください。略図の２は、平成新道の砂川五番北交差点の北に広がる農地となります。一部には梅が植えられておりましたが、大半は今後の作付のために耕うんのみという状況でございます。今後は白菜やカリフラワー、大根等の作付を予定しているとのこと。肥培管理は良好で、境界も北東の１か所以外は確認ができております。確認できていなかったところにつきましては、地区委員に確認していただくことになってございます。

続きまして、議案第２号の３、砂川町三丁目の５筆と上砂町二丁目の５筆になります。略図の３を御覧ください。略図の３は砂川三番交差点の西、五日市街道を挟んで南北２か所に広がる農地となります。北側の農地では、サルスベリやツバキ、シュロなどの植木のほか、一部自家消費用の野菜を生産されておりました。南側の農地では梅の生産をされておりました。どちらも肥培管理は良好で、境界も確認ができております。

続きまして、議案第２号の４、一番町二丁目の１筆になります。略図の４を御覧ください。略図の４は天王橋交差点の西に広がる農地となります。大半は今後の作付のため耕うんのみという状況でした。一部にブロッコリーの苗を植えられておりましたが、この暑さと乾燥で弱っており、根づくか心配をされておりました。肥培管理は良好で、境界も西側の１か所以外は確認でき、後ほど地区委員に確認していただくこととなっております。

議案第２号については以上となります。

議長 ありがとうございます。確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

なお、今回の中立委員は横幕委員と岩崎委員が担当でございます。

それでは、まず初めに１番、浅見委員、お願いします。

6 番 こちらの方の畑はとてもきれいに耕作されていました。夫婦そろってとても働き者で、実直な方で、庭先販売をされています。そういった方なので、今年のとても暑い中でも畑がとてもきれいに耕作されていて、肥培管理も良好でした。ナスやピーマン、モロヘイヤなども栽培されていて、これから秋野菜の準備もされているということでした。

ちょっといろいろ話が出たんですが、獣害被害ということで、今年は例年になくとても獣害被害が出ているとおっしゃっていました。ズッキーニは全滅だとおっしゃっていました。トウモロコシも毎年食べられているということで、私のうちのほうの畑も隣というか近くなんですが、今年は初めてズッキーニをやっぱり食べられて、3分の2は食べられてしまって全然出荷ができなかったです。トウモロコシも同じようにやっぱりちょっと食べられてという状況です。

あと、住宅が増えて獣害被害も増えているということもおっしゃっていました。とても近くにいろいろ住宅ができているんだけど、そういうこともおっしゃっていました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 非常によく管理されていて問題はありません。今出ました獣害については、今年はタヌキが出るということでした。最後におっしゃった、住宅が増えて獣害が増えるというのは実は逆説的で、本当は逆じゃないかと私たち思っていたんですけれども、人が増えると獣も増えるのかという非常に面白い話だったと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 皆様のとおり、肥培管理は良好だと思います。獣害の話が多いですけれども、昔はネズミだったのにここ数年でもうちょっと大きめのハクビシンとかタヌキと思われるようなものになってきたというところで、何が変わったんだろうねということこ

ろでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番、田中委員、お願いします。

- 14番 申請農地の境界の関係と、当日は分からなかったんですが、一応皆さんが帰った後、確認しましたところ、ちょうど北側の塀のところに境界がありまして確認いたしました。以前この畑は栗が植えてあったんですが、栗が植えてあっても近所の方に全部盗まれてしまったので、去年全部抜本しまして畑になっておりまして、きれいな畑でした。何も問題ありません。
- 以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

- 8番 とてもきれいに管理されていて問題はありません。フェンスですけれども、以前は木であったのが、葉が落ちるのでフェンスに替えたというお話でした。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

- 11番 問題ないと思います。冬野菜のブロッコリーとか大根をそろそろ植えなきゃいけないのに、暑さで発芽しなくて作業が遅れぎみでちょっと困っているというお話がございました。
- 以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番ですね、内野委員、お願いします。

- 4番 この方の畑なんですけれども、略図を見ていただいて、下の畑なんですけれども、ここは全面梅が植えられていまして、一応そちらのほうは知り合いのホテルのほうに出荷しているらしいです。そちらのホテルでは一応その梅を使って、梅ジュースとして提供しているそうです。それで、上のほうの土地はほとんど植木が植えられていまして、こちらのほうは知り合いの方の植木屋さんの委託生産ということで、肥培管理も良好で結構きれいにされていまして。それで、この植木なんですけれど

も、ちょっと背の高い植木とか、ツバキとかはちょっと葉が生い茂ったんですけれども、そちらのほうはお客様の要望に応じて剪定してから出荷するそうです。境界石も確認できましたし、特に問題はありません。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 特に北の林については、前回伺ったときよりも手が入った感じがして、よく頑張っておられるなと思いました。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 特に問題ないと思います。補足はありません。

議長 ありがとうございました。

 続きまして4番、嶋田委員、お願いします。

2 番 この方の畑ですけれども、非常にきれいに管理されていて、今後の秋先に向けてブロッコリーの植え付けが始まっていました。雨が降っていないので非常に活着が心配だという話をしていました。

 それと、事務局からの報告がありました北側の住宅との境の境界ですけれども、かなり下のほうに埋まっていたので大丈夫でした。あとは問題ないと思います。

 以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 特にありません。

議長 ありがとうございました。

 続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 肥培管理良好だと思います。この略図で網がかかっている部分も、ちょっと三角になっている部分も、これは今回の対象じゃない農地なだけで、全面農地ですごく広がったんですけれども、よく耕作されておりました。

 以上です。

議長 ありがとうございました。

 1番から4番まで報告していただきまして、本当に全体的に

何の問題もない農地でございました。ちょっと3番の方の自宅のところで蛇が出てきたというのは、それはちょっと苦手なものでびっくりしまして、それぐらいのところですかね。

以上になります。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問ないと認め、採決に移ります。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……挙手全員

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 そうしましたら、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について御説明をいたします。

農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。

略図の1を御覧ください。土地の所在は上砂町三丁目の1筆、面積は1,722㎡になります。申出事由は死亡、証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第3号について、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を鴻地委員、お願いします。

10番 肥培管理は良好で、主たる従事者の証明について何の問題もないと思いますので、御報告いたします。

以上です。

議長 ありがとうございました。

 ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。ありませんか。

 ……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

 ……挙手全員

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

 その他、事務局で何かございますか。

次長 事務局からは特にはございません。

議長 それでは、ないようですので、本日の審議予定はこれで終了でございます。

 次回の農業委員会は、9 月 3 0 日（月）午後 3 時から 2 1 0 会議室で行います。

 本日も慎重審議を行いましてありがとうございました。

午後 3 時 3 9 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員